養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン別冊2

システムの運用(例)

この文書は、養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会において、ガイドラインの一部(第6章)として検討されてきたものですが、さらに検討する余地が大きいため、例として提示することにしました。

目 次

6	システ	⁻ ムの運用	. 1
6	5 - 1	システムの運用体制の整備	. 1
		システムの検査	
		- Factor Factor	
		取組みについての広報	
	,		. 0

平成 18 年 3 月

養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会

6 システムの運用

6-1 システムの運用体制の整備

(1) 実施計画の作成と責任の体制の明確化

トレーサビリティシステムに取り組む事業者は、システム運用開始や見直しにあ たって実施計画を作成する。

複数の事業者が取組み主体を組織し1つのシステムに取り組む場合は、この実施計画において各事業者の責任と役割を明確にする。さらに事業者間で契約を交わすなどして、計画どおりシステムが運用されるようにする。

さらに実施計画において、各事業者内の人員の担当業務と責任を明らかにする。

(2) 手順書の作成

日々の業務の基本を示すために、各事業者がトレーサビリティシステムに関わる 業務の手順書を作成する。手順書には、いつ、どこで、だれが、どのような作業を 行うかが明確にされている必要がある。

手順書は、工程別・業務別にまとめる。作業手順のほか、担当者や責任者、不適合発生時の対応策を明記する。記録を作成する手順においては、書式を定めておく¹。 既に品質管理や衛生管理等のための手順書を持っている事業者においては、これらの手順書に、トレーサビリティのための作業の手順を取り入れることも一つの方法である。

また外部検査を受ける場合には、手順書自体と、手順書に沿った業務が実際に行われているかが、基本的な検査対象になる。従って、手順書の作成や修正にあたって、検査機関の指導を受けることが有効である。

(3) 担当者への教育・訓練

システムを導入する際に、トレーサビリティシステムに関わる業務の担当者に対する教育計画を作成する。研修計画にそって、手順書等を用い、業務内容について 知識を提供し、訓練を受けさせる。

(4) モニタリング

定められた手順どおりにトレーサビリティシステムが実施されているか、モニタ リングする仕組みを作る。

¹参考になる手順書の例として、養殖魚の生産段階については、大日本水産会「今すぐ役立つ養殖 管理マニュアル」がある。

6-2 システムの検査

(1) 内部検査

定期的に、遡及や追跡がきちんと出来るかどうか試して、システムの運用状況を確認する。事業者内部の受領した量と出荷した量を照合する物量会計を行うことや、事業者間の「一方前方への記録」「一歩川上への記録」の一致を確認することが効果的である。

(2) 外部検査

目的に応じて、第三者機関に監査をしてもらい、システムの信頼性を確保することが望ましい。

6-3 情報の開示

(1) 公的機関への情報開示

問題発生時に、公的機関に届け出るとともに、情報を開示する。

(2) 消費者への情報開示

消費者への情報提供の方法としては、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」²でも述べられているとおり、トレーサビリティを導入していることのみ情報提供する方法と、それに加えて履歴情報を提供する方法がある。

消費者に対し情報開示することが望ましいが、どの項目を開示するか、開示する 方法等は予め事業者間で決めておく。

最終製品を手にした消費者に対し、製品の履歴を提供する手段としては、以下の ものが考えられる。

問い合わせに対する電話等での回答

製品に問い合わせ窓口の電話番号やメールアドレスを明記しておき、電話や電子メールで問い合わせを受け付ける。消費者の関心のある事項と製品の識別記号を聞き取り、記録を調べ、情報を提供する。

なお、電話での問い合わせは、履歴に対する質問というよりも、異物混入や食後に不調を感じるといったクレームが伴うことが想定される。クレームに対する 応対については、別途対応マニュアルを設けるべきである。またクレーム情報は 品質管理や衛生管理の改善のための貴重な情報である。製品に表示された消費期限や識別記号を通じて生産・流通履歴を特定し、クレーム情報を記録する。 さら に関連する事業者間でクレーム情報を共有することが望ましい。

٠

² 同 19 ページ。

店頭での情報提供(商品ボード、タッチパネルなど)

店頭に掲示する商品ボード等により、その製品がトレーサビリティシステムに 取り組んでいることをアピールする。

また、店頭にタッチパネル端末により履歴情報を提供することも考えられる。 インターネットでの情報提供

製品に、ロット番号などの記号とともに、検索窓口の web アドレスを明記する。 生産流通履歴を蓄積したデータベースと問い合わせフォームを用意しておき、消費者の検索を可能にする。この方法は、履歴情報がデータの形で蓄積されることが前提である。

インターネットで情報提供する場合は、商品に表示されるロット番号等の識別 記号の意味や、製品から遡及できる範囲等について、消費者にわかりやすい説明 を加えることが望ましい。

なお、生産者の名前や顔写真を提供する場合は、個人情報保護の観点から、事前に生産者本人の了解を得るとともに、了解を得ていない目的や方法で個人情報の利用がされないよう、配慮が必要である。

6-4 取組みについての広報

いずれの目的で取り組むにせよ、トレーサビリティシステムの取組みについて、 取引相手や消費者に積極的に広報することはトレーサビリティの効果を高めること に結びつきやすい。

ただし、本ガイドライン 1 - 2 (3)と関連するが、「トレーサビリティ」という言葉だけが一人歩きしないよう、取り組んでいるシステムについて、正しく説明することが必要である。そのためには、構築したトレーサビリティシステムの目的(本ガイドライン 2 - 2)等に関する説明書を作成しておくことが必要である。特にチェーンで取り組むトレーサビリティシステムについては、共同でリーフレットやwebページを作成し、閲覧に供することも考えられる。